

2015年入札制度改革に関するアンケート調査に関する 調査結果報告

2017年（平成29年）9月1日
日本弁護士連合会 消費者問題対策委員会

1 はじめに

2006年（平成18年）12月、全国知事会公共調達に関するプロジェクトチームは「都道府県の公共調達改革に関する指針（緊急報告）」を取りまとめました。そこでは、（1）可能な限り早期に指名競争入札を廃止し、原則として1000万円以上の公共工事を一般競争入札にする、（2）一般競争入札の参加者を地元業者に限定する場合でも、応札可能者を20～30者以上とする、つまり、談合を防止しつつ、地元の業者をある程度保護するため、制限付き一般競争入札を行うという方針を打ち出しました。

一方、当連合会は、2001年（平成13年）、2003年（平成15年）、2007年（平成19年）及び2010年（平成22年）に、全都道府県及び政令指定都市を対象に、入札制度改革に関するアンケートを実施し、その結果を分析し公表してきました。

そして、2015年（平成27年）7月に、前回のアンケート後の入札制度の実施状況及び入札制度改革の動向を調査するために、2011年度（平成23年度）から2013年度（平成25年度）までの制限付き一般競争入札の実施状況や落札率、新たな入札改革の内容と成果について前回と同内容のアンケート調査を行いました。

また、今回の調査では、新たに、不調（入札に応じる業者が皆無である事態）又は不落（予定価格を下回る価格で応札した業者が皆無である事態）に関する調査、入札記録の閲覧手続や保存期間に関する調査、入札監視委員会に関する調査も行いました。

本調査結果報告は、当連合会が2015年に実施したアンケート調査を消費者問題対策委員会が集計・分析したものです。

・2015年アンケート調査の概要

調査実施期間：2015年7月8日～2015年8月28日

調査方法：郵送

調査対象：全都道府県（47）及び全政令指定都市（20）

２ 集計表の内容について

(1) 落札率について

落札率は「落札価格÷予定価格」で求められますが、談合が行われれば予定価格に近い価格で落札することが可能になることから、落札率は談合が行われている可能性を判断する指標になります。一般的に、落札率が１００％に近いほど談合が行われている可能性が高いと推認されます。刑事の裁判例でも、落札率を談合が行われていることを推認させる一事情として取り上げたものがあります（東京高裁判決２００７年（平成１９年）２月２１日（橋梁談合事件等））。

また、落札率が低い場合、ダンピングが行われている可能性が考えられます。

そこで、落札率の分布・変化を調べることは、談合が行われている可能性、あるいは談合防止策の有効性を判断する上で有用です。また、指名競争入札、一般競争入札、制限付き一般競争入札に分けることにより、各入札方法で談合が行われている可能性、談合防止策としての有効性を検討する材料になります。

(2) 集計表の各項目の解説

集計表の各項目の内容は次のとおりです。なお、下記のうち「問１」等の番号は別紙「質問事項」に対応しています。

- ・ 集計表「アンケート問１，２の集計と分析」及び「アンケート問２-２（２）落札率の分布状況 都道府県別」について

問１ 制限付き一般競争入札について

問１-１：制限付き一般競争入札の実施対象となる予定価格

問１-２：地域制限による制限付き一般競争入札を何区画に分けて実施しているか

制限付き一般競争入札であっても、参加業者数を少なくし過ぎたり区画を細かく分け過ぎたりすると、結局、談合に結び付きやすくなる可能性が生じます。そこで、制限付き一般競争入札の具体的な実施状況や制限方法をまとめ、同指針の運用状況を調べるための材料としています。

問２ 落札率について

問２-１：平均落札率（％）

２０１１年度（平成２３年度）から２０１３年度（平成２５年度）まで、各年度ごとに指名競争入札と一般競争入札の別を問わずに、平

均落札率を算出したものです。

問 2-2 (1) : 平均落札率 (%)

2011年度(平成23年度)から2013年度(平成25年度)まで、各年度ごとに指名競争入札と一般競争入札それぞれについて分けて、平均落札率を算出したものです。

問 2-2 (2) : 落札率の分布状況

2011年度(平成23年度)から2013年度(平成25年度)まで、各年度ごとに指名競争入札と一般競争入札それぞれについて分けて、落札率の分布状況を都道府県別にグラフにしています。

* 集計表「アンケート問1, 2の集計と分析」の分析部分「項目A~D」について

項目A : 2013年度(平成25年度)の全入札数に占める一般競争入札の割合

2013年度(平成25年度)の全入札数に占める一般競争入札の割合を、アンケート回答に基づき当連合会が算出したものです。

項目B : 指名競争入札・一般競争入札別を分けない場合の90%以上落札率割合

2011年度(平成23年度)から2013年度(平成25年度)までの指名競争入札と一般競争入札の別を問わない平均落札率について、落札率(落札価格÷予定価格)が90%以上となる入札の割合を、アンケート回答に基づき当連合会が算出したものです。

項目C : 2013年度(平成25年度)の指名競争入札・一般競争入札別の90%以上落札率割合

2013年度(平成25年度)の指名競争入札・一般競争入札別の平均落札率について、落札率(落札価格÷予定価格)が90%以上となる入札の割合を、アンケート回答に基づき当連合会が算出したものです。

項目D : 2013年度(平成25年度)の75%以下落札率割合

2013年度(平成25年度)までの指名競争入札と一般競争入札の別を問わない平均落札率について、落札率(落札価格÷予定価格)が75%以下となる入札の割合を、アンケート回答に基づき当連合会が算出したものです。

- 集計表「アンケート問3 都道府県入札制度改革」について
 - 問3 入札改革について
 - 問3-1：入札改革を行ったか
 - 問3-2：入札改革の具体例
 - 問3-3：入札改革の実効性

- 集計表「アンケート問4 不調・不落」について
 - 問4 不調・不落について
 - 問4-1：不調・不落の件数及び割合
 - 問4-2：不調・不落への対応

- 集計表「アンケート問5 入札記録の閲覧等」について
 - 問5 入札記録の閲覧等について
 - 問5-1 閲覧・謄写手続
 - 問5-2 インターネットによる閲覧の可否
 - 問5-3 入札記録の保存期間，入札記録の保存期間の見直しを検討しているか

- 集計表「アンケート問6 入札監視委員会」について
 - 問6 入札監視委員会について
 - 問6-1 設置の有無
 - 問6-2 委員の人選
 - 問6-3 入札調査の方法
 - 問6-4 制度上の課題

3 今回の調査結果について

(1) 制限付き一般競争入札について

制限付き一般競争入札は予定価格が何円以上の場合に制限競争入札を実施しているかとの質問については、1000万円とする自治体が比較的多数でした（14都道府県，8政令指定都市）。一方で原則として一般競争入札を採用しているとする自治体もありました（6都道府県・1政令指定都市）。

地域制限による制限付き一般競争入札で，自治体内を何区画（ブロック）

に分けて実施したかについては、10以上の区画に分ける場合があるとする自治体があります（16都道府県・1政令指定都市。ただし、区画数が多い自治体でも自治体内の特別行政区の数に対応している等の事情があると見られる例もありました。）。

(2) 落札率について

公共工事入札の平均落札率を見ると、指名競争入札だけでなく一般競争入札についても90%超の自治体が多数を占めました。

落札率の分布状況を見ると、落札率が95%以上に偏る自治体もある一方で、85%未満に偏る自治体もありました。

(3) 入札改革について

2010年度（平成22年度）以降、新たな入札改革を行ったかとの質問については、40都道府県、19政令指定都市が行ったと回答しました。

改革の具体的内容については、一般競争入札の拡大、最低制限価格の見直しによるダンピング対策、電子入札の実施を挙げた自治体が多数でした。

談合防止のためにどのような改革が実効性があるかとの質問に対しては、一般競争入札の拡大、総合評価方式の拡充、電子入札の実施、予定価格の事前公表等を挙げる自治体が多数でした。

T P P協定が締結された場合の対応について検討しているかとの質問については、検討していないと回答する自治体が大半でした。

(4) 不落・不調について

不調（入札時に応札者がいない場合）率を見ると、震災による公共工事の急増という事情を受けてか東日本大震災の被災地域は10%を超えています。震災の影響が余りないと思われる地域でも不調率が高い自治体がありました。一方で、不調率が1%を下回るなど極端に低い自治体もありました。

不調又は不落となった場合の対応については、発注時期、発注ロット、入札参加資格等を見直した上で再度入札を行うとの回答が多数でした。

(5) 入札記録の閲覧等について

入札記録の保存期間については、5年とする自治体が多数を占めました（27都道府県、7政令指定都市）。入札記録の保存期間の見直しについては、全ての自治体が検討していないと回答しました。

入札記録については全ての自治体がインターネットでの閲覧可能としていました。また、自治体の担当部署での閲覧を可能としている自治体も多くありました。

(6) 入札監視委員会（名称が異なる場合はこれに相当する組織）について

入札監視委員会の有無について質問したところ、全ての自治体から入札監視委員会に相当する組織があるとの回答がありました。

委員の人選については、学識経験者等を人選しているとの回答が多く、具体的には大学教授、弁護士、公認会計士、税理士、建築士等が専任されている例が多数でした。

入札調査の実施方法については、年に2～4回程度実施して、一定の条件で抽出された案件について調査・審議するという方法を採用している自治体が多いようです。

4 最後に

当連合会は、本アンケート結果も踏まえ、談合防止の観点からどのような入札システムが望ましいのか、これから更に検討を重ねていく予定です。 以上